年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和8年 10 月 14 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600100 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600024 号

第１　結論

請求期間のうち、請求者のＡ社における平成 30 年９月１日から令和２年２月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年９月から令和２年１月までの標準報酬月額については、平成 30 年９月から平成 31 年２月までは 17 万円から 30 万円、同年３月は 17 万円から 34 万円、同年４月から令和元年８月までは 20 万円から 38 万円、同年９月から令和２年１月までは 20 万円から 28 万円とする。

なお、訂正請求日（令和２年９月 30 日）以降に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間である平成 30 年９月から令和２年１月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成８年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年４月１日から令和２年２月１日まで

前回、厚生年金保険の記録では、私のＡ社における標準報酬月額は、未払の残業代を含まない報酬月額が計算の基となっているので、残業代を含めた標準報酬月額の記録への訂正を求めて訂正請求を行い、請求期間のうち、平成 31 年４月１日から令和元年９月１日までの期間の訂正は認められたものの、当該期間を除く期間については訂正が認められないとする令和３年 12 月 17 日付けの通知を受け取った。

今回、Ｂ地方裁判所及びＣ高等裁判所における判決により、上記訂正が認められた期間を含め、請求期間に係る未払残業代が認定されたのを受け、当該判決文一式（写）を提出するので、弱者救済の観点も考慮し、再度審議の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

１　請求者の請求期間のうち、ｉ）平成 30 年４月１日から同年８月１日までの期間については、請求者から提出された給与明細書（写）及び事業主から提出された給与台帳（写）（以下、併せて「給与明細書等」という。）により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う

標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正は認められないこと、ⅱ）平成 30 年８月１日から平成 31 年４月１日までの期間及び令和元年９月１日から令和２年２月１日までの期間については、訂正請求日（令和２年９月 30 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給与明細書等、事業主の回答及び日本年金機構の回答から、オンライン記録における標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受けていたことを確認することができないことなどとして、既に令和３年 12 月 17 日付けで、当該期間の年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は、Ｂ地方裁判所及びＣ高等裁判所における判決により、請求期間に係る未払残業代が認定されたのを受け、当該判決文一式（写）（以下「判決資料」という。）を提出し、記録訂正が認められた平成 31 年４月１日から令和元年９月１日までの期間も含めて、再度訂正請求を行っているものである。

２　請求期間のうち、平成 30 年９月１日から令和２年２月１日までの期間について、上述のとおり厚生年金保険法が適用される期間であるところ、給与明細書等、判決資料並びに事業主の回答及び陳述により認められる請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額（平成 30 年９月から平成 31 年２月までは 30 万円、同年３月は 34 万円、同年４月から令和元年８月までは 38 万円、同年９月から令和２年１月までは 28 万円）は、オンライン記録により確認できる平成 30 年９月から令和２年１月までの標準報酬月額（平成 30 年９月から平成 31 年３月までは 17 万円、同年４月から令和２年１月までは 20 万円）をそれぞれ超えていることが認められる。

したがって、平成 30 年９月から令和２年１月までの標準報酬月額については、本来の報酬月額から、平成 30 年９月から平成 31 年２月までは 30 万円、同年３月は 34 万円、同年４月から令和元年８月までは 38 万円、同年９月から令和２年１月までは 28 万円に訂正することが必要である。

３　請求期間のうち、平成 30 年４月１日から同年９月１日までの期間について、給与明細書等、判決資料、事業主の回答及び陳述並びに日本年金機構の回答により認められる事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額（17 万円）及び給与明細書等により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（17 万円）と一致していることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 30 年４月１日から同年９月１日までの期間について、事業主は、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、ほかに請求者の主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間のうち、平成 30 年４月１日から同年９月１日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600099 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（国）第 2600010 号

第１　結論

平成 14 年４月の請求期間並びに平成 19 年２月及び同年３月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 52 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 14 年４月
②　平成 19 年２月及び同年３月

請求期間①及び②に係る国民年金保険料については、私が、コンビニエンスストア（Ａ社Ｂ店）で納付書に現金を添えて、定期的に現年度に納付していたことは覚えているので、未納となっているのはおかしい。

調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間に記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、コンビニエンスストアで、それぞれ納付書に現金を添えて現年度に納付した旨主張している。

しかしながら、日本年金機構は、コンビニエンスストアにおける国民年金保険料の納付は、平成 16 年２月以降に作成された、バーコードが印字された納付書により実施されていることから、同年２月前に作成された納付書では、請求期間①の保険料をコンビニエンスストアで納付することはできない旨回答している。

また、日本年金機構は、ⅰ）請求期間①及び②に係る納付書のバーコード情報が特定できないため、国民年金保険料の収納調査ができないこと、ⅱ）コンビニエンスストア店舗にて読み込ませた領収済通知書は保管期限（３年を経過する年度末）を経過して廃棄済みであることから、請求者の請求期間①及び②に係る保険料の納付について確認することができない旨回答している。

さらに、請求者は、平成 20 年頃に自身の請求期間①及び②に係る国民年金の記録が未納となっていることに気付いたが、それ以前に見た記録は納付済みの記録であった旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録（「被保険者記録照会（納付記録変更履歴）」）において、当該期間の納付記録が納付済みから未納へと変更された形跡は確認できない。

加えて、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成９年１月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成 14 年４月以降は国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。